

## 第四 平成30年度特別会計の概況

(総括)

(単位 千円)

会 計 名	平成30年度 当初予算額 (A)	平成29年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)－(B)	比 較 (%) (A)/(B)
用品調達等集中管理事業特別会計	5,084,561	4,871,375	213,186	104.4%
公債管理特別会計	74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267	87.6%
給与集中管理特別会計	24,009,675	24,885,218	△ 875,543	96.5%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	115,649	193,679	△ 78,030	59.7%
国民健康保険運営事業特別会計	53,414,359	—	53,414,359	新設
天神川流域下水道事業特別会計	1,320,029	1,264,058	55,971	104.4%
中小企業近代化資金助成事業特別会計	62,023	70,582	△ 8,559	87.9%
就農支援資金貸付事業特別会計	27,236	27,851	△ 615	97.8%
林業・木材産業改善資金助成事業 特別会計	71,233	40,926	30,307	174.1%
県営林事業特別会計	106,519	127,126	△ 20,607	83.8%
県営境港水産施設事業特別会計	256,650	263,748	△ 7,098	97.3%
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	100,287	101,132	△ 845	99.2%
港湾整備事業特別会計	109,339	270,894	△ 161,555	40.4%
収入証紙特別会計	2,259,478	2,113,777	145,701	106.9%
県立学校農業実習特別会計	59,066	57,532	1,534	102.7%
育英奨学事業特別会計	884,741	939,065	△ 54,324	94.2%

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(総務部) 用品調達等集中 管理事業特別会計	5,084,561			200,000	4,884,561	5,084,561	
公債管理特別会計	74,155,923		74,107,400		48,523	74,155,923	
給与集中管理 特別会計	24,009,675	24,009,675				24,009,675	
(福祉保健部) 母子父子寡婦福祉資 金貸付事業特別会計	115,649			60,857	54,792	115,649	
国民健康保険運営 事業特別会計	53,414,359				53,414,359	53,414,359	15,066,109

入					概 況 説 明	
内 訳						
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他		
借 入 金	繰 入 金					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			200,000	4,884,543	18	事務用品、石油製品及び庁用自動車の管理並びに電話、庁用冷暖房、文書事務及び庶務事務等の集中管理を行うために必要な経費である。 1 用品調達事業費 439,318 2 自動車管理事業費 232,663 3 集中管理事業費 4,212,580 4 一般会計繰出金 200,000 合 計 5,084,561
		62,785,043			11,370,880	県債の発行及び償還に必要な経費である。 1 元 金 68,633,129 2 利 子 5,474,271 3 公 債 諸 費 48,523 合 計 74,155,923
					24,009,675	職員給与費の支払事務の集中管理に必要な経費である。
		2,323	60,857		52,469	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等及び寡婦に対し、経済的自立の援助と福祉を増進するため、資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸 付 金 (1) 子どもの修学に必要な資金 42,916 (2) 学校への入学等に必要な資金 4,973 (3) 技能習得等に必要な資金 2,336 (4) その他の資金 2,097 計 52,322 2 貸付償還事務費 2,470 3 償還金 40,175 4 一般会計繰出金 20,682 合 計 115,649
	3,343,494				35,004,756	国民健康保険制度の改正により、県が市町村とともに保険者となり、県全体の国民健康保険財政の運営・管理を担うことになるため、当該国民健康保険事業を行うために必要な経費である。

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(生活環境部) 天神川流域下水道事業特別会計	1,320,029	14,222	105,705		1,200,102	1,320,029	334,900
(商工労働部) 中小企業近代化資金助成事業特別会計	62,023		27,538	25,708	8,777	62,023	
(農林水産部) 就農支援資金貸付事業特別会計	27,236		17,852	9,120	264	27,236	
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	71,233				71,233	71,233	

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰越金	事業収入	その他	
借入金	繰入金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
	10,921	155,805	703,416	114,987	天神川流域下水道の建設事業及び管理運営に必要な経費である。 1 建設事業費 552,480 2 管理運営費 57,505 3 業務費 604,339 4 公債費 105,705 合 計 1,320,029
	8,662	330		53,031	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、県内中小企業者の事業の共同化等を推進するため、資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 中小企業高度化資金 4,320 (1) 広域設備リース(特定中小企業団体)資金 4,320 2 貸付事業運営費 4,457 3 諸 費 53,246 (1) 償 還 金 27,538 (2) 繰 出 金 25,708 合 計 62,023
	162	13,766		13,308	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農支援資金及び農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理を行うために必要な経費である。 1 償 還 金 17,852 2 繰 出 金 9,120 3 貸付事務費 264 合 計 27,236
	1,124	46,488		23,621	林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 林業・木材産業改善資金 70,000 2 貸付事務費 1,233 合 計 71,233

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
県営林事業特別会計	106,519	35,555	39,600		31,364	106,519	4,938
県営境港水産施設 事業特別会計	256,650	14,237	84,287		158,126	256,650	
沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計	100,287				100,287	100,287	
(県土整備部) 港湾整備事業 特別会計	109,339		4,132		105,207	109,339	
(会計管理局) 収入証紙特別会計	2,259,478			1,300	2,258,178	2,259,478	
(教育委員会) 県立学校農業実習 特別会計	59,066			3,000	56,066	59,066	
育英奨学事業 特別会計	884,741				884,741	884,741	

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
	93,529	1	7,751	300	森林資源を培養し、国土の保全と県有財産の造成を目的とする県営林事業を行うために必要な経費である。 保育面積 26.1ha
16,125	90,034	1	142,430	8,060	境漁港の水産物流通の円滑化を図る県営境港魚市場の運営に必要な経費である。 1 魚市場事業費 172,363 2 公 債 費 84,287 合 計 256,650
	287	98,999		1,001	沿岸漁業改善資金助成法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸 付 金 100,000 2 貸付事務費 287 合 計 100,287
		1	109,196	142	鳥取港と米子港の管理運営に必要な経費である。 1 港湾管理事業費 105,207 2 公 債 費 4,132 合 計 109,339
		56,117	2,203,361		収入証紙による収入事務を円滑に行うために必要な経費である。
		17,870	41,175	21	倉吉農業高等学校の農業実習に必要な経費である。
	287,680	10		597,051	高等学校及び大学等に在学する者のうち経済的理由により修学が困難である者に対し、有用な人材を育成するため、育英奨学資金の貸付事業を行うために必要な経費である。